

消費者委員会とは

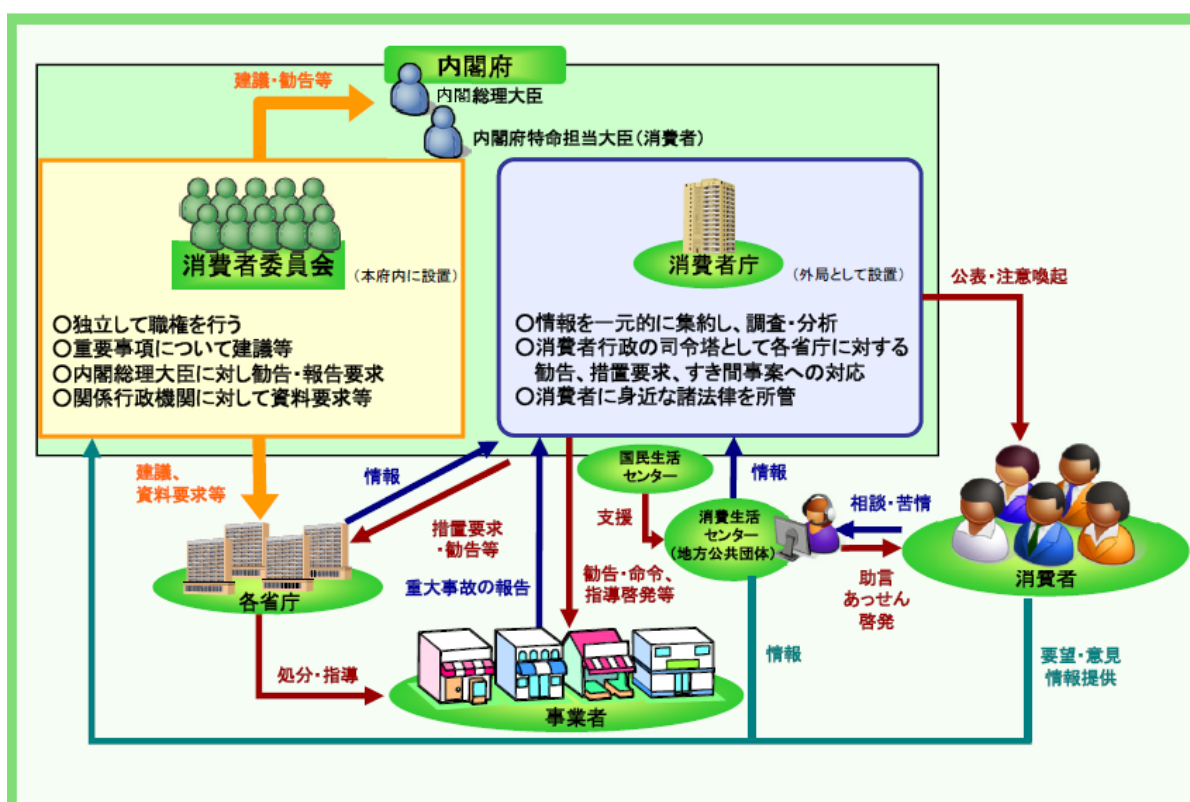
消費者委員会（以下「委員会」という。）とは、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として設置。

委員会の委員は10人以内とし、任期は2年。勤務形態は非常勤（委員長は、河上正二東京大学大学院教授）。

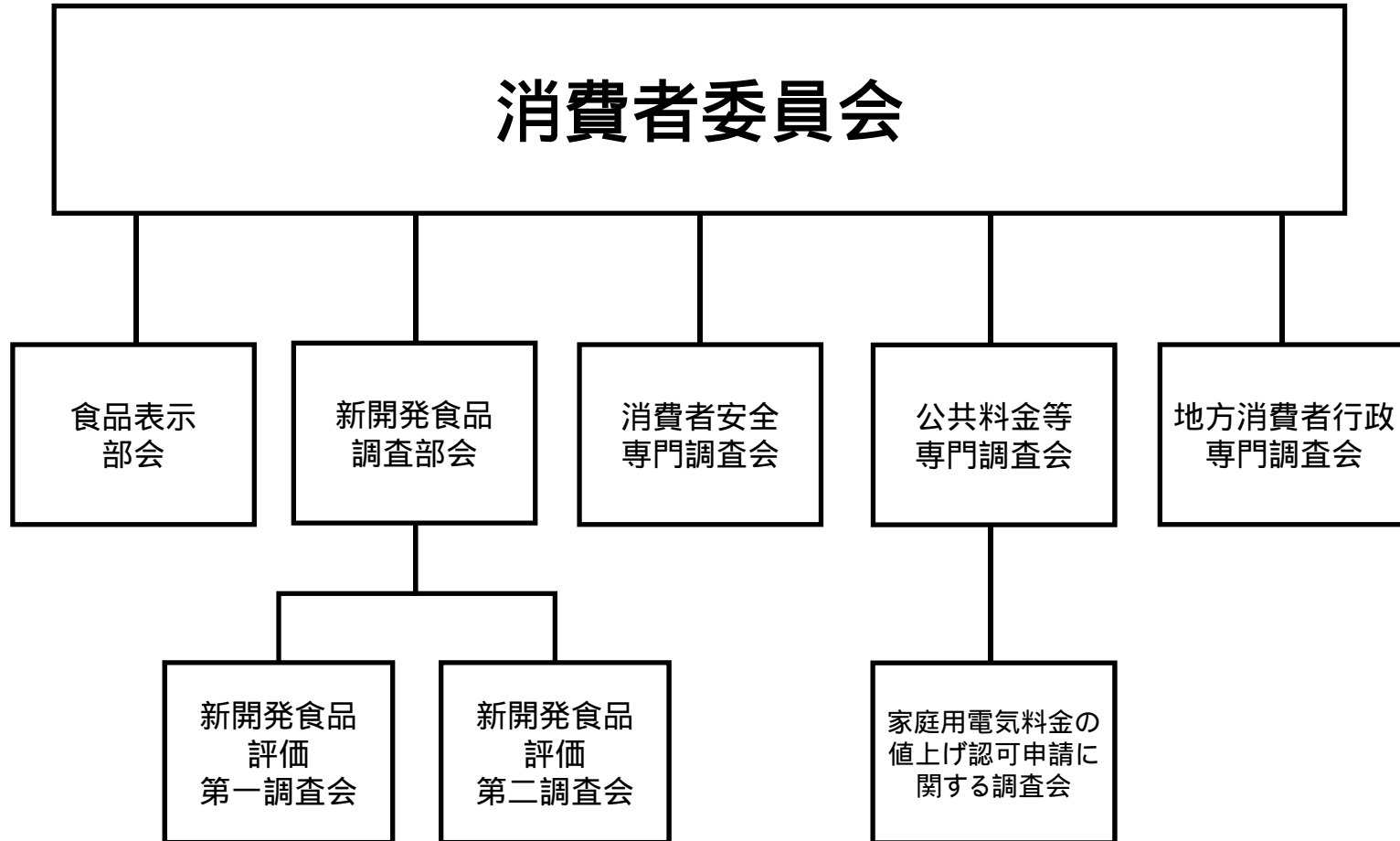
（所掌事務）

- （1）消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
- （2）内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。
- （3）消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

消費者委員会と消費者行政



消費者委員会審議体制



(注1) 上記以外に「個人情報保護専門調査会」、「公益通報者保護専門調査会」、「集団的消費者被害救済制度専門調査会」が存在するが、第2次消費者委員会の発足以降における活動実績はない(平成25年1月現在)。

消費者委員会委員名簿

(平成25年4月1日現在)

	稲	継	裕	昭	(新任)	早稲田大学政治経済学術院教授
	小	幡	純	子	(新任)	上智大学法科大学院教授
(委員長)	河	上	正	二	(新任)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川	戸	恵	子	(再任)	ジャーナリスト
	田	島		眞	(再任)	実践女子大学生活科学部教授・学長
	夏	目	智	子	(新任)	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	細	川	幸	一	(新任)	日本女子大学家政学部教授
	村	井	利	彰	(新任)	株式会社ニチレイ代表取締役社長
(委員長代理)	山	口		広	(再任)	弁護士
	吉	田	直	美	(新任)	特定非営利活動法人くらしのサポーターズ副理事長

以上10名

(注) 河上正二委員、田島眞委員、山口広委員は、衆・参の附帯決議に基づき、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である。

第2次消費者委員会 委員プロフィール

稲継 裕昭（早稲田大学政治経済学術院教授）



略 歴

昭和 58 年、京都大学法学部卒業。平成 13 年、京都大学博士（法学）取得。昭和 58 年、大阪市市役所勤務。平成 8 年、姫路獨協大学法学部助教授。平成 12 年、大阪市立大学法学部助教授、平成 13 年大阪市立大学教授、平成 17 年大阪市立大学法学部法学部長。平成 19 年より現職。放送大学客員教授。

メッセージ

専門は、行政学、地方自治論、行政組織論、人事行政学で、消費者行政を集中的に研究してきたことはあまりありませんでした。しかし、平成 22 年から消費者委員会専門委員に任命されて地方消費者行政専門調査会にかかわらせていただき、同年 9 月からは座長を任命されて、平成 23 年 4 月に報告書を提出いたしました。この間、多くの地方自治体を訪問させていただき、現場で従事する方の声を聴く機会を多く持ちました。感じたのは、自治体によって対応が大きく違い、その点をどう考えるかという点です。分権の時代の自治事務なのだから国の関与は最小限にすべきなのか、いや、ある程度全国的な統一的な体制が必要だと考えるのか。専門調査会での議論の末、調査会報告にまとまったわけですが、今後も、地方消費者行政をはじめとする消費者行政について考え、研究し、委員としての務めを果たしていきたいと思います。

小幡 純子（上智大学法科大学院教授）



略 歴

昭和 55 年、東京大学法学部卒業。同年、東京大学法学部助手。昭和 61 年上智大学法学部専任講師、昭和 63 年上智大学法学部助教授、平成 7 年上智大学法学部教授、平成 16 年上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）教授、平成 21 年より現職。官民競争入札等監理委員会、東京都公益認定委員会、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の委員を務める。

メッセージ

現在、上智大学・法科大学院で、行政法・地方自治法などを教えています。今期から、新たに消費者委員会の委員を拜命することになり、大変光栄に存じます。私の専門は、法律の中でも、「行政法」ですが、消費者委員会は、行政組織が縦割りに区分されている中で、「消費者」という視点から民間の委員が横断的に監視するという、行政法の観点からも大変興味深く、きわめて重要な役割を担っていると思います。

消費者にかかわる様々な問題の法的解決には民事的手法と行政的手法の双方が必要ですから、消費者の皆様からご意見・情報を豊富にお寄せいただき、消費者行政として必要な取組みが的確になされているか、不十分であれば今後どのような対応がとられるべきか、さらに、制度的に、問題解決のためにいかなる法整備をしていくべきかなどについて、消費者委員会としてしっかり監視し、できるだけ迅速に、解決に向けた検討を進めていきたいと思っております。

河上 正二（東京大学大学院法学政治学研究科教授）



略 歴

専門は民法、消費者法、医事法。昭和 50 年金沢大学法文学部卒業。昭和 57 年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（法学博士）。同年千葉大学法経学部助手、昭和 59 年同助教授。平成 2 年東北大学法学部助教授、平成 5 年東北大学法学部教授、平成 12 年東北大学大学院法学研究科教授。平成 20 年より現職。法制審議会幹事、国民生活審議会専門委員、仙台市消費生活審議会委員、第 21 次東京都消費生活対策審議会委員などを歴任。

メッセージ

消費者委員会の委員の一人として、多くの課題を抱えつつ、責任の重大さを痛感しています。国の消費者行政全体を監視することも重要ですが、現実には次々と生起する様々な消費者問題に対して迅速かつ的確に対処できるよう、消費者庁をはじめ国民生活センター、地域の消費者センターなどともしっかりと連携協力体制を組んで、情報や問題意識を共有しながら頑張っていきたいと考えています。とくに、日々、消費者と向き合っている相談員の方々の生の意見も十分に汲み上げて行かねばなりません。また、発生した問題への対処だけでなく、被害の未然防止や未来の消費者市民となるべき子供達に対する消費者教育の問題にも積極的に取り組んで行ければと考えています。

委員、事務局一同、使命感と責任をもって課題に取り組んでまいりますので、皆様の温かい御指導・御鞭撻、御提言をお願い致します。

川戸 恵子（ジャーナリスト）



略 歴

昭和 41 年、東京放送（現 TBS テレビ）入社。ニュースキャスターを経て、報道局政経部記者に異動。自治・建設・国土・郵政省等を担当するかたわら、選挙本部で選挙番組担当。

その後、報道局政治部担当部長や解説委員等を経て、現在は TBS テレビシニアコメンテーター兼選挙プロジェクト担当として、「国会トーク・フロントライン」（TBS ニュースバード）のプロデューサー兼司会。

メッセージ

どうしたら消費者被害を防止し、救済できるのか、国と地方と一体となって新しいシステムを作ろうと、民間出身委員が知見を集めて悪戦苦闘した二年間だった。「政治は消費者問題に無関心」と言いたくなるほど担当大臣がころころ替わった二年間でもあった。協力して消費者問題にあたろうと思ったのに、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの役割分担が不明確なままの二年間だった。外に向かったの発信や行動が不十分な二年間でもあった。しかし、できたこともある。「自動車リコール問題」「有料老人ホーム問題」等々、建議や意見も発表した。惜しむらくは事務局が充実していればもっと沢山のことができたろう。引き続き二期目の委員となり新しい仲間も得た。この二年間の反省を踏まえて、消費者にとっても生産者にとっても「あってよかった！」と思われるような消費者委員会を作るために、今後も活動していきたい。

田島 眞（実践女子大学生活科学部教授・学長）

略 歴



昭和 46 年東京大学大学院農学研究科博士課程修了。同年農林省食糧研究所（現：独立行政法人食品総合研究所）入所。平成元年中国農業試験場、平成 3 年実践女子大学生活科学部教授、平成 25 年より実践女子大学・実践女子短期大学学長。

平成 16 年～21 年まで農林物資規格調査会委員（平成 21 年座長）、平成 19～21 年まで表示に関する共同会議座長。（社）日本食品科学工学会会長他学会役職多数。近著、「食品・栄養にまつわるホントとウソの Q&A」。

メッセージ

現在、実践女子大学生活科学部食生活科学科で教員を務めています。将来の消費者の中核となる学生の指導に日夜当たっています。消費者委員会委員に任じられる前は、農林水産省 JAS 調査会の会長として、また、農林水産省と厚生労働省共管の表示に関する共同会議の座長として、食品表示に深く係ってきました。消費者から見ると、現行の表示制度は分りにくいなど多くの問題をかかえています。その改善に力を尽くしたいと思っています。研究分野では、食品の持つ生理機能、具体的には青果物に含まれるポリフェノールが人体に及ぼす影響について調べており、その知識を特定保健用食品の審議にも生かしたいと考えています。消費者委員会の委員の中で、唯一、理系の人間であり、文系とはまた違った思考の仕方をもって委員会で発言をしていきたいと考えています。

夏目 智子（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長）



略 歴

昭和 45 年、法政大学社会学部卒業。平成 13 年 9 月 NPO 法人ふぁみりあネット設立・理事長。平成 14 年静岡県地域女性団体連絡協議会会長、平成 17 年、全国地域婦人団体連絡協議会監査、平成 21 年より現職。経済産業省消費経済審議会（委員）、農林水産省独立行政法人評価委員会（委員）に参画。

メッセージ

全国地域婦人団体連絡協議会は、全国の加盟都道府県市団体を通じた地域婦人会／女性会、地域女性団体の全国ネットワーク組織です。団体の活動を通して見えてくるのは、暮らしの現場に寄り添った行政施策（消費者行政も含め）を進めて欲しいことです。

消費者問題に限れば、情報や法律にうとく、心優しい人たちが被害に遭うことに憤りを強く感じ、消費者被害の救済対策はもちろんのこと、さらには消費者市民としての教育や啓発の必要性を強く感じます。

私には、特に専門分野はありませんが、“必要であれば（住民が望むのであれば）何でもやる” NPO 法人の活動体験を活かし、地域活動の中から生活者・消費者の抱える課題を幅広く収集し、消費者行政に届ける役目を果たしてまいります。

安全・安心な暮らしを送るために、消費者委員会が消費者目線で 3 つの役割を果たすべく、私もその一員としての任に着きました。どうぞよろしく申し上げます。

細川 幸一（日本女子大学家政学部教授）



略 歴

国民生活センター商品テスト部で自動車などの商品テストに従事。その後、同センター企画調整室、国際情報室等の勤務を経て現職。平成 14 年、一橋大学大学院法学研究科博士課程修了。専門は消費者政策、消費者教育。

メッセージ

現代社会に生きる我々全員が消費者です。それゆえにその声が集約されにくく、noisy minority たる特定の産業界の声に、silent majority である消費者の声がかき消され、政治の場に届かないことが多くあります。そうした声を政治に役立たせるのが消費者委員会の役割でしょう。しかしながら消費者の声が silent であり続けたら、消費者委員会も十分にその役割を果たせません。たとえ小さくても真実を語り、正義を求める消費者の声を種として何とか政治の陽を浴びて果実が実る木に育てていくのが私の使命と思っています。

村井 利彰（株式会社ニチレイ代表取締役社長）



略 歴

昭和 52 年、日本冷蔵株式会社（現株式会社ニチレイ）入社。平成 19 年、株式会社ニチレイ代表取締役社長、CSR 本部長兼株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長（現職）。

メッセージ

一般的には消費者と事業者は対立する立場として扱われがちですが、決して対立関係ではなく、目指す方向は同じと考えております。消費者と事業者が国民生活のより良い向上に資するという共通の目的に向かって、意見や知恵を出し合い取り組んでこそ、真の消費者行政につながると考えています。

今、日本経済はグローバル間競争の中で、大変厳しい時代を迎えております。現役の食品企業の経営者として、産業界が抱えている様々な問題・課題もお示ししながら、委員会で発言してまいりたいと考えています。

山口 広（弁護士）



略 歴

昭和 47 年東京大学法学部卒業。

弁護士（第二東京弁護士会所属・東京共同法律事務所在籍）。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長（平成 17、18 年度）

全国靈感商法対策弁護士連絡会事務局長（昭和 62 年から）

山一抵当証券被害弁護団やジーオーグループ被害弁護団の弁護団長、日航機墜落事故（御巣鷹山）や中華航空機墜落事故（名古屋空港）の被害者団の代理人などを担当。

メッセージ

第 1 次の 2 年間で、自動車リコールの運用政策、未公開株被害抑止、投資用マンションの悪質勧誘対策、有料老人ホーム等高齢者施設の入居一時金の改善、住宅リフォームのトラブル防止、インターネット関連の決済代行問題などに取り組んで、制度や運用の改善を実現しました。政府各分野の消費者政策に注文をつけて改善してもらうこともできました。発足したばかりの前例のない組織だったので、まさに暗中模索の 2 年間でした。

第 2 次は、消費者・被害者の生の声を国政に反映させる活動を、もっと機動力と発信力をもって展開する必要があります。私は、長年靈感商法など悪質商法の被害救済と被害抑止の活動をしてきました。行政側は、だまされたり、被害を受けた消費者の落度を指摘しますが、私は、悪質事業者が如何に巧妙で計画的組織的に消費者をその気にさせていくか

を見てきました。これを放置することは、健全な事業者の事業についてまで疑念をもたら
し、経済の発展の阻害要因になります。消費者が少しでも安全に生活できるよう尽力しま
すのでよろしくお願いいたします。

吉田 直美

(特定非営利活動法人くらしのサポーターズ 副理事長)



略 歴

平成 17 年放送大学教養学部卒業。平成 2 年盛岡市職員、平成 14 年盛岡市消費生活センター主査（相談支援業務及び悪質商法対策、多重債務者対策等の施策形成を担当。）、平成 22 年 6 月盛岡市退職後、岩手弁護士会事務局長、NPO 法人いわて生活者サポートセンター パーソナル・サポート事業部長を経て、平成 23 年 4 月より現職。

メッセージ

消費者行政は社会にある「悪」を小さくして、国民からの信頼を高める仕事であると考えます。そういうことから、消費者行政は社会の可能性とそこに住む人の幸福度を高めることにつながる、たいへんやりがいのある仕事であると言えます。また、社会の悪や世の中をよい方向に変えていくヒントやアイデアは「現場」にありますので、委員会活動にあたっては現場主義を貫きたいと考えております。

委員としての職務にあたっては、自らの生活の場や皆様からの情報などに基づき、くらしの中の「おかしいこと」、「変えなければいけないこと」などについて、他の委員の皆様と調査審議し、建議等を行うとともに社会的使命を帯びた消費者行政全般の監視役として今までの経験をいかんなく発揮できるよう、また、消費者市民社会の実現のため全身全霊取り組んでいきたいと思っております。

国民の皆様からの情報はその活動の源となりますので、ご連絡・情報をぜひお寄せいただければと思います。

消費者委員会の建議・提言等の概要と主な成果

2013年3月22日現在

1. 建議（11件）

	建議	建議の概要	主な成果
1	<p>「自動車リコール制度に関する建議」 (2010年8月27日)</p> <p>【提出先】 ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣(消費者)</p>	<p>リコールの端緒となるユーザーからの事故・不具合情報の収集および公表制度の抜本的な改善(「自動車不具合情報ホットライン」の消費者への周知、メーカーへの事故・不具合情報の事実確認の適時の実施および公表など) 事故情報データベースの運用の改善(国土交通省の保有する事故・不具合情報等について新たに掲載等) 事故・不具合情報やリコールに対する分析・検証の改善(再リコール事案については適切かつ効果的な技術検証を実施、メーカーに対する監査方針の見直し) リコールの迅速な届出の促進、リコール情報の効果的な周知、リコール関連制度の一層の周知・あり方の見直し</p>	<p>【国土交通省】 自動車団体13団体等のホームページにリンクを設置したり、自動車検査証の裏面に紹介を掲載したりするなど、「自動車不具合情報ホットライン」の周知を実施。 ユーザーからの不具合情報の収集や調査分析体制を強化するため、「不具合情報調査推進室」を新設するとともに、交通安全環境研究所の技術検証体制を強化。 再リコール案件について、必ず技術検証をかけることをルール化。 リコールの実施の最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間に係る基準日を設定して、関係規定を改正。 再リコール事案については技術検証を積極的に活用するとともに、自動車メーカー等に対して、リコール対象車両特定のための管理体制等についての指導・確認を監査の際に実施。</p> <p>【消費者庁】 国土交通省が保有する自動車に係る事故・火災情報を、事故情報データベースに反映。</p>
2	<p>「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」 (2010年12月17日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣</p>	<p>短期解約特例制度(いわゆる90日ルール)についての法制化・明確化 前払金の保全措置の徹底(直罰規定の導入、都道府県に対する効果的な指導等の要請) その他規定の明確化等(指導指針の規定の実効性の確保・明確化、消費者が情報入手・相談できる公的な仕組みの整備)</p>	<p>老人福祉法において、有料老人ホームの短期解約特例制度を導入する内容の改正法案が成立(2012年4月施行) 各都道府県担当部局長あてに、短期解約特例の未導入・前払金保全義務の不履行の問題について、報告徴収等による実態把握、改善命令を視野に入れた指導徹底を求める内容の通知を发出(2011年1月)</p>
3	<p>「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」 (2011年4月15日)</p> <p>【提出先】</p>	<p>「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」等、国による地方に対するこれまでの支援策に係る検証・評価 広域連携に対する国による支援策の実施による相談ネットワー</p>	<p>第64回委員会(2011年8月5日)において、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組みの工程表を提示。 「地方消費者行政活性化基金」</p>

	建議	建議の概要	主な成果
	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 	<p>クの充実 P I O - N E Tの入力費用に対する国の一定の負担の検討 地方における法執行体制の強化</p>	<p>の増額を 2012 年度当初予算として計上。 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化に向けた「消費者庁の取組」と「自治体への期待（提言）」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を策定。</p>
4	<p>「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」 (2011年5月13日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者） 	<p>都道府県の宅建業法所管部局が悪質な勧誘を行う事業者の情報を的確に把握できるような体制の整備 特商法に基づき行う処分実施に係る資料の消費者庁からの提供と、国交省による、資料に基づく指導監督の実施方法等の整理、地方整備局等及び都道府県による調査・処分の厳正化の要請 規則の実効性確保を図る観点から、(i)再勧誘の禁止、(ii)長時間・夜間勧誘等の禁止、(iii)威迫行為に対する罰則強化、(iv)勧誘時における販売目的・業者名の告知、(v)クーリングオフの適用除外等について、規定の明確化、法制化等について検討</p>	<p>国土交通省の各地方整備局等の宅建業法所管部局に対し、悪質な勧誘事案について厳正な対処を要請する文書を発出。併せて都道府県に対しても協力要請（2011年5月） P I O - N E T に登録されている相談情報から、特定のできる宅建業者に係る情報を整理した上で、該当する地方整備局等及び都道府県に提供し、地方整備局等に対して事実関係の確認等を行うよう指示（2011年7月） 宅建業法所管部局が宅建業者等に対して、悪質な勧誘に係る行政処分、行政指導等を行った場合の情報共有について通知（2011年7月） 消費者庁が主催する特商法に関する「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）」へ国土交通省担当者が参加した上で、宅建業法に基づく立入検査等、指導監督の実施方法等の整理について検討（2011年6月・9月） 宅建業法施行規則における勧誘に係る禁止行為規定を改正（2011年10月施行）。</p>
5	<p>「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」 (2011年7月22日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 ・文部科学大臣 ・厚生労働大臣 	<p>重大事故等の情報の収集強化・収集範囲拡大 緊急を要する事故情報の公表 事故発生後の効果的な注意喚起等による回収策・被害拡大防止の強化 誤使用・非重大事故情報に係る収集・分析・活用 各事故情報の収集・分析・活用を強化するための体制強化</p>	<p>消費者庁において、2011年11月に「入手情報点検チーム」を設置し、情報の適切な処理とそれに基づく対応に努めている。 消費者安全法に基づく重大事故等の消防庁から消費者庁への通知について、消防庁と消費者庁とで協議を行い、2011年2月から、通知する対象を、消防機関が製品起因であると判断したものだけでなく、製品起因が疑われるものにも拡大して運用。 緊急を要する事故情報の公表として、2011年8月9日に、こんに</p>

	建 議	建 議 の 概 要	主 な 成 果
			<p>やく入りゼリーが原因として疑われた窒息事故() 同 8 月 12 日にエア遊具による事故について、緊急の注意喚起がなされており、迅速な公表の姿勢が見られる。</p> <p>() 後日、こんにやく入りゼリーが原因ではなかった事故として追加公表済み。</p>
6	<p>「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」 (2011年8月26日)</p> <p>【提出先】 ・国土交通大臣</p>	<p>消費者からの相談に一元的なネットワークにより対応できる仕組みの構築</p> <p>地方自治体との連携による取組の充実(リフォーム瑕疵保険制度、住宅リフォームに関する参考情報、クーリングオフに関する情報の周知・支援等)</p> <p>消費者支援制度の認知度を高めるための取組(固定資産税・都市計画税の納税通知書の封筒に記載等)</p> <p>これまでの取組状況についての検証等の実施</p>	<p>地方自治体の住宅リフォーム相談窓口担当者、消費生活センター相談員等に対する講習会を全国15箇所で開催。その際、特商法に基づくクーリングオフ制度、不実告知等への対応等についてポイントをまとめた資料を作成し、配布・説明(2011年12月)。</p> <p>リフォームに係る消費者支援制度についてとりまとめた「住宅リフォーム支援制度ガイドブック」について、見直しを行い、HPへ掲載するとともに、各地方自治体の相談窓口へ配付。</p> <p>リフォーム瑕疵保険制度等の消費者支援制度について直接消費者に周知するため、消費者向けのイベントを全国53箇所で開催(2011年10月～2012年3月)。</p> <p>復興支援・住宅エコポイント制度のポイント発行対象にリフォーム瑕疵保険への加入が追加されたことから、全国13箇所で開催した復興支援・住宅エコポイント制度説明会において、リフォーム瑕疵保険制度の紹介等を実施(2011年12月)。</p> <p>住宅瑕疵担保責任保険への加入がなされた住宅(約34万件)取得者を対象に、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが実施する相談業務やリフォームに係る消費者支援制度の概要を記載したダイレクトメールと、「住まいるダイヤル」のロゴ及びナビダイヤルを記載したクラックスケールを発送。</p>
7	<p>「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」 (2011年12月21日)</p> <p>【提出先】</p>	<p>健康被害等に関する情報の提供との確な対応</p> <p>エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置</p> <p>不適切な表示(広告)の取締りの徹底</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>都道府県等に対し、医師法違反者に対する行政指導、警察への情報提供等を行うこと、医師法第17条に係る疑義が生じた場合、医政局医事課宛てに照会すること</p>

	建議	建議の概要	主な成果
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者） 	美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底	<p>と、消費者行政部局から情報提供があった場合には、適切な対応を行うこと等を求める内容の通知を発出（2012年3月）</p> <p>「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」報告書（平成24年3月6日取りまとめ）において示された方針に従い、医療機関のホームページの取扱いに関するガイドラインを作成（2012年9月28日公表）</p> <p>【消費者庁】 都道府県等（消費者行政担当部局）に対し、消費者からエステ・美容医療サービスに関連して、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、衛生主管部局（保健所、医療安全支援センターを含む。）への情報提供、消費者に対する衛生主管部局の相談窓口の紹介など、適切な対応を求める内容の通知を発出（2012年3月）</p>
8	<p>「公共料金問題についての建議」 （2012年2月28日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣 ・国土交通大臣 	<p>公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、ア)所管省庁における情報提供の実施状況についてのフォローアップの実施、イ)審議会の委員が消費者の権利・利益を十分代弁し得る人材が登用されているかという視点からの確認、ウ)物価担当官会議申合せに基づく所管省庁との協議の的確な実施、エ)課題の検討（消費者の視点からチェックするための第三者機関設置の必要性、デフレ時代に見合った料金水準への「値下げ」を求めることができる仕組みのあり方、原価の査定が厳正に行われるような仕組みのあり方等）鉄道運賃等の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、ア)鉄軌道の情報提供ガイドラインの見直し、イ)加算運賃に関する情報についての確認と適切な情報提供の実施、ウ)運輸審議会における審議経過を消費者に伝えるために提供す</p>	<p>【消費者庁】 「消費者基本計画」の一部改定（平成24年7月20日閣議決定）で、公共料金への取組を強化することとされたことを受け、消費者委員会及び所管省庁と連携し、基本計画の実施の一環として、所管省庁における公共料金に係る情報提供の実施状況のフォローアップを行う。</p> <p>「平成23年度消費者団体名簿」を各省庁に配付。各省庁が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合には、消費者庁が運用する消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システムを活用して協力することとし、その旨の事務連絡を各省庁に送付。</p> <p>東京電力による電気料金の値上げ認可申請の対応で、経済産業省に要請し、消費者の参画、公聴会開催、情報提供等の料金決定プロセスの改善が図られた。今後も公共料金に関する研究会の提言を踏まえ、適切に協議を実施。</p>

	建議	建議の概要	主な成果
		<p>べき情報（議事録、審議資料、公聴会での意見の反映状況、審議会への諮問を必要としないと判断した理由等）の拡大について検討、エ）消費者の権利・利益を十分代弁し得るとする観点から、運輸審議会の委員を選任すること、及び運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」について、日常的にその交通機関を利用する消費者（利用者）を含めることについて検討</p> <p>電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」における議論の結果等を踏まえた情報提供の実施と電気事業法第 23 条に基づく変更命令（値下げ）が確実に実行できるよう法令等の見直しについて検討</p>	<p>公共料金等専門調査会の調査審議に協力し、公共料金を効果的に検証する。公共料金に関する研究会の提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、基本計画の実施の一環として各課題の検討に取り組んでいく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>運賃改定における透明性の向上や利用者等の監視による効率化の促進をより一層図るため、「鉄軌道事業の情報提供ガイドライン」を見直し、情報提供の時期を一層詳細に区分。同見直しについて、各地方運輸局等の所管部局へ文書を発出し、鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請。</p> <p>加算運賃を継続する必要性などについて更なる情報提供の充実を図るよう、各地方運輸局等の所管部局へ文書を発出し、鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請。</p> <p>運輸審議会の審議過程については、議事概要、情報公開法に規定する不開示情報を除いた配布資料をHPに公表。また、公聴会や参考人意見聴取を行った事案については、答申の際提起された意見の取扱いについてHPで公表。</p> <p>説明聴取事案の認定について、プロセスの透明化を図るため、判断理由を含む議事概要をHPで公表。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>東京電力による電気料金の値上げ申請に際し、決定過程の透明性等を確保する観点から、次のとおり情報公開を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「電気料金審査専門委員会」を設置し、委員会及び資料は原則公開により開催。 - 電気事業法に基づく公聴会を 2 回開催。 - インターネットを通じた「国民の声」の募集を実施（2,336 件の意見が寄せられた）。 - 公聴会及び「国民の声」で寄せられた意見に対し、経済産業省としての見解をホームページに

	建議	建議の概要	主な成果
			<p>において公表。</p> <p>従来自由化部門が赤字の場合のみ公表していた自由化部門及び規制部門の部門別収支について、常に公表するよう変更。</p> <p>東京電力を除く各電力会社について、2012年中に原価算定期間終了後の事後評価を実施。法第23条に基づく変更命令の発動の要否について判断ができるよう、基準について現在検討中。</p>
9	<p>「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」 (2012年7月24日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 	<p>(主な建議事項)</p> <p>地方に対する新たな支援策を策定する前提として、国によるこれまでの支援策について、より詳細な検証・評価を早急に行い、その結果を公表すること</p> <p>活性化基金で新設・増設した相談体制を維持するため、自主財源確保が困難な自治体が行う基礎的な取組を下支えするための財政支援を確実にを行い、当面の間継続すること</p> <p>自治体が主に国の政策的要請に基づいて行っている業務に係る負担の実態を把握した上で、その業務の遂行に要する財源をより確実に消費者行政担当部局へ配分するために必要な国からの財政負担の在り方について、国庫負担金や補助金等を含めて幅広く検討を行い、必要な措置を講じること</p> <p>消費生活相談員の雇止めの抑止に向けて、一律に任用回数の制限を設けることは適切でないことについて、自治体への周知を徹底すること。また、消費生活相談員が「任期付短時間勤務職員制度」の対象となり得ることを明確化するとともに、より柔軟な専門職任用制度の在り方について検討を深めること</p> <p>消費者行政担当職員・消費生活相談員のレベルアップを図るため、現場のニーズを踏まえた多様な研修機会・プログラムを提供すること。また、研修を補完するための方策として、国レベルで「基本マニュアル」や「相談事例集」</p>	<p>2013年1月を目途に、建議に対する実施状況等について内閣府特命担当大臣（消費者）及び総務大臣に対して報告を求めている。</p>

	建議	建議の概要	主な成果
		<p>等を体系的に整備・更新し、自治体に提供すること</p> <p>消費者教育推進法の国会審議等の動きを踏まえ、消費者教育・啓発に係る自治体の取組に対する支援を強化すること</p>	
10	<p>「健康食品」の表示等の在り方に関する建議 (2013年1月29日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・厚生労働大臣 	<p>健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化()健康食品の虚偽・誇大な表示・広告のガイドライン等を平易で明快なものに大幅に改善、()市民力を活用し、消費者からの申出や消費者がモニタリング等を行う仕組みを充実、()関係法令の担当部局が国・地方レベルで連携し、厳格に法執行、()健康増進法への差止請求権導入の要否を検討、()適格消費者団体による差止請求が低調であるとの指摘について、その原因を検証し、所要の措置を実施、()不実証広告規制や措置命令の権限の都道府県へ付与を検討)</p> <p>健康食品の安全性に関する取組の推進()類似の被害情報を統一的な基準で効率的に収集・解析する手法の研究及び当該研究の成果等を踏まえ、流通規制・表示規制を含む所要の措置を実施、()医師、薬剤師等が、患者より健康食品の利用状況を聴取し、適切な利用について注意喚起等の取組を行うよう、関係機関へ協力要請、()適正製造規範(GMP)・原材料安全性に係る第三者認証制度の整備・普及促進等を通じて、事業者によるそれらのガイドライン活用を促進。また、消費者に認証制度について啓発)</p> <p>健康食品の機能性の表示に関する検討()海外の事例等を参考としつつ、栄養機能食品として新たに認めるべき栄養成分を検討、()特定保健用食品に係る審査基準の作成を検討及び一定の審査内容の開示を検討)</p> <p>健康食品の特性等に関する消費者理解の促進(健康食品の特性やそれらの適切な利用方法、機能性表示の意味等についての積極的</p>	<p>2013年7月目途にフォローアップを行う予定。</p>

	建議	建議の概要	主な成果
		な啓発)	
11	<p>「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」 (2013年2月12日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・経済産業大臣 	<p>事故情報が通知、収集される行政機関を通じたルートについて、情報発信のルートとしても活用できるように、双方向の流れとする体制を整備し、広く多様なルートを活用するための検討を行うこと。関係各省庁が独自に持っている情報提供のツールや媒体の把握に努め、消費者の属性に応じて、そのツールに伝えるべき情報の掲載や紹介を積極的に求めること。また、消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。</p> <p>消費生活センターを、安全に係る情報伝達を扱う情報提供の拠点とする位置づけを図り、さらに情報の重要度合がわかるように発信する情報内容を検討の上、伝達を行っていくこと。</p> <p>販売事業者等の実態をより調査し、リコール対象製品を購入した消費者への情報提供に係る消費生活用製品安全法に定められた義務等の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うこと。</p> <p>リコール情報サイトについて、情報提供のための基本的な方針を検討し、掲載情報の充実を図ること。</p> <p>「リコール情報メールサービス」と「子ども安全メール from 消費者庁」との連動を検討すること。また、他省庁や独立行政法人が行っているメールマガジンとの連携に向けて協議を行うこと。消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。</p> <p>製品安全に係る消費者教育・啓発の一層の充実をはかること。</p>	<p>2013年8月を目途に、建議に対する実施状況等について内閣府特命担当大臣(消費者)及び経済産業大臣に対して報告を求めている。</p>

2. 提言（10件）

	提言	提言の概要	主な成果
1	<p>「未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）」 （2010年4月9日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・内閣府特命担当大臣（金融） ・国家公安委員会委員長 	<p>被害救済を迅速に進めるための民事ルールの整備（無登録事業者の販売行為の無効化等、特商法の適用範囲の拡大）</p> <p>違法行為に対する抑止効果のある制裁措置の検討・導入（法定刑の見直し、罰則以外のより効果的な制裁措置の検討・導入）</p> <p>効果的な行政対応（悪質な無登録事業者の情報収集・事業者名公表、無登録事業者への裁判所に対する申し立て制度の活用、販売業者情報の開示規制の実効的な運用）</p> <p>その他（関係当局による取締りの強化、高齢者等に対する注意喚起や被害相談のあり方への努力・工夫、不招請勧誘禁止の未公開株等への拡張）</p>	<p>無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売り付けを行った場合、売買契約の無効、無登録業者に対する規制の新設・罰則の引上げ、裁判所による差止命令の申立ての裁判管轄の拡大等を内容とする、金融商品取引法の改正法案が国会で成立（2011年5月17日）。</p> <p>効果的な行政対応（悪質な事業者名公表、無登録事業者への裁判所に対する申し立て制度の活用）を順次図っている。</p> <p>高齢者等に対する注意喚起について関係機関が連携して実施。</p>
2	<p>「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」 （2010年7月23日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・厚生労働大臣 ・農林水産大臣 	<p>消費者安全法上の措置について（安全法施行後に収集された窒息事故に関する危険情報に係る事案の追跡調査を含めた事実確認の早急かつ誠実な実施、その結果を踏まえた安全法が定める所要の措置）</p> <p>食品の形状・物性面での安全性についての法整備について（「参考指標」の作成、食品の形状・物性面での安全性の確保のための法整備に向けた検討）</p>	<p>「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」でとりまとめた報告書（2010年12月22日）において、こんにゃく入りゼリーやそれに類する食品等について、重篤な窒息事故につながり得る食品等側リスク要因を踏まえ、「窒息事故リスク低減の考え方の整理 - 参照指標」を提示。</p> <p>こんにゃく入りゼリー製造等事業者の製品改善等の取組状況について公表（2011年12月）。</p>
3	<p>「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」 （2010年10月22日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣 	<p>被害実例及び決済代行業者の実態把握</p> <p>より厳正な処分及び消費者への注意喚起</p> <p>通信販売業者による決済代行業者に係る表示の義務付け</p> <p>その他必要な制度改正に向けた検討（関連法令の見直しの検討・海外の加盟店側カード会社等の関係事業者間での紛争処理のルールの見直しに関する海外への働きかけ等）</p>	<p>決済代行業者を経由した出会い系サイトにおけるインターネット取引の実態調査、及びクレジットカードに係る決済代行業者を介在した取引の苦情相談の内容分析を実施（2010年11～12月）。</p> <p>実態調査等の結果も踏まえ、「インターネット消費者取引研究会」取りまとめ（2011年3月）において、詐欺的なサイトへの厳格な法執行・警察との連携強化、消費者への啓発、決済代行業者の登録制度の導入など、具体的な取組を提示。2011年7月からは「インター</p>

	提言	提言の概要	主な成果
			ネット消費者取引連絡会」を設置し、インターネット取引をめぐる最近の課題について関係行政機関や事業者団体等で情報を共有して対策を検討。
4	<p>「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」 (2011年8月12日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官</p>	<p>事業者が新たな科学的知見を収集し、報告をする制度や、報告された知見を科学的・中立的に分析・評価する体制を検討すべき</p> <p>再審査手続開始後の情報提供について、審査状況等に関する情報を消費者に広く提供する方策を検討すべき</p> <p>許可の更新制度の導入に向けて、有効性や安全性に係る審査基準の明確化や有効期間の設定、審査体制の整備等の検討を開始すべき</p> <p>特に、許可の更新制については、更新審査を適切に実施するための審査体制の整備が重要であることから、消費者庁においてはこの点を十分留意した上で、許可の更新制の導入に向けた検討を進めること</p>	消費者庁の食品表示一元化検討会における、「一元化の検討にあわせて検討することとされている事項」として、本提言について記載。
5	<p>「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」 (2011年8月26日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官 ・法務大臣</p>	<p>早急に消費者契約法改正の検討作業に着手し、民法（債権関係）改正の検討作業と連携すること</p>	消費者委員会内において、委員長のもと、消費者契約法に関する調査作業チームを設置し、消費者契約法改正作業に向けた論点整理を開始（2011年12月）。
6	<p>「貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言」 (2011年11月11日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官 ・経済産業省商務情報政策局長 ・警察庁生活安全局長</p>	<p>貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について、具体的な内容を迅速に示すこと</p> <p>特定商取引法の規制の枠外とされている「権利」についても見直しを行い、また、被害が生じている取引に関して、「販売」や「役務の提供」という枠組みにとらわれずに迅速な対応を行う体制の整備</p>	<p>消費者庁「貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間とりまとめ」において法的規制のあり方を示し、特定商取引法の改正によって対応する方針を提示（2011年12月）。</p> <p>取引類型として「訪問購入」を追加し、クーリングオフ等の規程を盛り込んだ特定商取引法の一部改正法案が国会で成立（2012年8月）。</p>

	提言	提言の概要	主な成果
7	<p>「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」 (2012年3月27日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣</p>	<p>特定商取引法等の執行の強化 割賦販売に対する適切な対応 業界団体を通じた販売方法の適正化、品質の向上のための取組 支援制度等に関する分かりやすい情報の提供</p>	<p>特定商取引法や景品表示法による行政処分等を行うとともに、ブロック会議等の場を通じて、厳正な法執行に取り組むよう都道府県等に対して要請。 一定の施工技術を確保するための業界横断的な研修・認定制度である「PV施工技術者認定制度」の創設を支援。</p>
8	<p>違法ドラッグ対策に関する提言 (2012年4月24日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣</p>	<p>指定薬物への指定の迅速化 取締りの強化のための方策 取締当局との連携強化 実態把握と消費者への情報提供・啓発の実施</p>	<p>指定薬物部会の開催頻度を上げ、指定薬物への指定を迅速化（国内では流通していないものを含む）。「包括指定」について検討を進め、合成カンナビノイドの1骨格を有する物質群に対して導入する方針を決定。 麻薬取締官による指定薬物の取締り、薬事監視員等による指定薬物の疑いがある物品の収去が可能となるよう薬事法改正を検討。 関係省庁との連携強化による監視指導の徹底。 消費者への啓発活動の強化。</p>
9	<p>医療機関債に関する消費者問題についての提言 (2012年9月4日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・厚生労働大臣</p>	<p>医療機関債の発行実態等の把握 関係機関間の連携の推進 消費者保護の観点からのガイドラインの見直しの検討</p>	<p>適宜フォローアップを行う予定。</p>
10	<p>電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言 (2012年12月11日)</p> <p>【提出先】 ・総務大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p>	<p>業界団体による自主基準等の遵守の徹底等による改善を促すこと。 改善状況の検証を行い、2013年3月末時点での状況について詳細がとりまとめ次第、速やかに当委員会へ報告すること。 同検証において、一定の改善が見られない場合には、法的措置を講じることを含め、必要な措置を検討し確実に実施すること。</p>	<p>適宜フォローアップを行う予定。</p>

3. 意見等（25件）

	日付	タイトル
1	2009年12月14日	地方消費者行政の充実強化に向けて
2	2010年3月3日	消費者基本計画策定に向けての意見
3	2010年3月25日	消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点
4	2010年6月25日	消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点
5	2011年3月4日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
6	2011年3月11日	公益通報者保護制度の見直しについての意見
7	2011年6月10日	消費者基本計画の平成22年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見
8	2011年6月10日	消費者行政体制の一層の強化について - 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見 -
9	2011年6月24日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
10	2011年8月12日	「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見
11	2011年8月12日	原料原産地表示拡大の進め方についての意見
12	2011年8月23日	「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理
13	2011年8月26日	集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見
14	2011年8月26日	個人情報保護制度について
15	2011年12月2日	「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ（座長試案）についての意見
16	2012年2月14日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
17	2012年3月27日	消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見
18	2012年5月10日	委員長声明 - 家庭用電気料金値上げに係る認可申請について -
19	2012年5月29日	消費者基本計画の改定素案（平成24年4月）等に対する意見
20	2012年6月5日	「健康食品の表示等の在り方」に関する考え方～健康食品の利用者アンケートの分析結果を踏まえて～
21	2012年6月12日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
22	2012年6月19日	東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方
23	2012年7月13日	東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見
24	2012年12月25日	消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見
25	2013年2月26日	消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見
26	2013年3月19日	関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について